

## 第9節 材料一般

### 1.9.1 使用材料

- 1 請負者は、工事に使用する材料の品質及び規格等については、**設計図書**の定めによるほか、標準仕様書又は改修標準仕様書の各章の定めによらなければならない。
- 2 請負者は、監督職員が材料の見本又は資料の**提出**を求めたときは、これに応じなければならない。

### 1.9.2 環境への配慮

- 1 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
- 2 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の拡散による健康への影響に配慮する。
- 3 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

### 1.9.3 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例

- 1 請負者は、**設計図書**で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を**提出**し、**承諾**を得なければならない。
- 2 請負者は、材料使用承諾申請書の**提出**にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。
- 3 前項の試験を行うときは、監督職員の**立会**を受けなければならない。
- 4 第2項の試験方法については、標準仕様書、改修標準仕様書及びJISの規定に準じて行わなければならない。
- 5 請負者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。
  - (1) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）
  - (2) 新材料等の概要
  - (3) 施工実績
  - (4) 特徴
  - (5) 選定理由
  - (6) その他必要と認められる事項